

目的

第 1 条

このサービス基本約款は、お客様から株式会社花市電子顕微鏡技術研究所(以下、「当社」という)に電子顕微鏡による構造解析、形態観察、元素分析等の業務委託(以下、「本業務」という)を行うに際して、お客様と当社の間における秘密保持、支払の義務、並びに検体の取扱や輸送、倫理面等の関連法規制・各種規定の遵守について適用されるものとし

機密保持

第 2 条

当社は、お客様より開示いただいた情報及び本業務にて知り得たお客様の秘密情報(以下、「秘密情報」という)の一切を、お客様の同意なしに第三者へ開示することはいたしません。但し、以下のものは例外とします。

- (1) お客様より開示・提供を受けた時、既に公知、公用のもの
- (2) お客様より開示・提供を受けた後、当社の責めによらずに公知・公用となったもの
- (3) お客様より開示・提供を受けた際、既に当社にて所有していたもの
- (4) お客様より開示・提供を受けた後、開示・提供された情報及び検体・試料とは関係なく、当社が独自に創出したもの
- (5) 法的根拠に基づく要請及び届出、裁判所の命令、その他法令に従って開示されたもの
- (6) その他、別途、当社とお客様と協議の上定めたもの

第 3 条

当社は、本業務の検体・試料を第三者へ譲渡しません。但し、解析作業不可能、処理能力を超える、又は協力企業へ外注する場合、お客様に確認の上、本業務の全部、又は一部を第三者に委託することがあります。その際、当社の委託先に本サービス基本約款に基づく業務委託契約を締結し、当社は、委託先に必要最小限のお客様の秘密情報の開示及び検体・試料を提供することができるものとします。

検体の取扱

第 4 条

当社は、お客様より提供された検体・試料を、本業務の目的のみに使用するものとし、他の目的に一切使用、又は利用しません。但し、病理組織検査検体においては、当社の精度管理に必要な範囲で使用することがあります。

成果の帰属

第 5 条

本業務によって得られた成果及び本業務遂行の結果から生じる知的財産権の権利は、別途共同研究契約等の定めが

ない限り、全てお客様に帰属し、当社は、一切の権利を主張しません。ただし、第 13 条、第 14 条の支払い義務を怠り、支払い督促後にも改善されない場合、本成果の帰属は、当社に移譲します。

業務の中止

第 6 条

お客様の都合により、本業務を途中で変更、又は中止した場合、その時点までに要した諸費用は、全てお客様のご負担とします。

第 7 条

当社は、本業務において、無固定のウイルスなど感染性のある生物、感染症の疑いのある(ヒト・動物由来)検体並びに、放射性物質等(以下、「有害物」という)により、人体へ甚大な健康影響が予め予測されている検体・試料の取扱はいたしません。又、検体・試料にこれらの有害物を含んでいると判明した場合、即時に依頼された本業務を中止します。その際の検体・試料の処分は、お客様と協議の上決定し、判明までに要した諸費用及び処分費用は、全てお客様のご負担とします。

責任の範囲

第 8 条

お客様より開示いただいた情報の内容に偽りがあり、これによって当社が被った損害と法的責任は、お客様が負うものとします。

第 9 条

本業務開始前に提示する納期は目安であり確約するものではありません。又、本業務遂行中に当社が予見できない生物学的及び物性的な特性に起因する納期の延長が起こる場合があります。大幅に遅れる場合、お客様と協議の上決定するものとし、これに伴うお客様の損害について、当社は賠償する責任を一切負いません。

第 10 条

検体・試料の輸送の際に発生した破損による汚染や損害は、お客様の責任とし、当社は賠償する責任を一切負いません。本業務開始前、又は遂行中に発生した不具合、及び解析結果の不備については、明らかに当社の責任である場合を除いて、これに伴うお客様の損害について、当社は賠償する責任を一切負いません。その際の対応は、お客様と協議の上決定するものとして、本業務を中止するものではありません。

第 11 条

当社は、お客様の検体・試料を本業務のみに使用し、得られた結果や画像に関わる知的財産権や著作権等の全ての権利を一切主張しません。又、本業務の成果からお客様の利益が発生した場合、利益配分等の権利を一切主張しません。

第 12 条

当社は、お客様からお預かりした検体・試料に対して、本業務終了までの間、最善と考える方法にて保管します。本業務

終了後、画像や検体ブロックは5年間を目処に保管しますが、品質等を保証するものではありません。

支払の義務

第 13 条

本業務に関する費用のお支払い方法は、銀行振込によるものとし、原則として請求書発行月の翌月末日以内に指定された銀行口座に振込むこととします。なお、振込手数料は原則としてお客様負担とします。

第 14 条

当社は、支払い期日を過ぎても入金の確認ができない場合、遅延損害金として遅延金額につき支払期日の翌日から、支払完納日まで年 10%の割合による利子をお客様にご請求することができるものとします。

お客様登録

第 15 条

本業務は、初回のご依頼時に依頼書に基づき当社でお客様登録を行なった上で遂行します。本サービス基本約款の不適合や当社の与信管理等に適合しないと判断した場合、業務遂行中であっても、当社は、本業務を中止及びお客様登録を解除することができるものとします。

不可抗力

第 16 条

天災地変、戦争、テロ等の不可抗力により、本サービス基本約款に基づく義務の不履行及び履行遅滞により生じた損害については互いに責を負わないものとします。

協議事項

第 17 条

その他定めのない事項については、お客様と当社の協議の上、決定します。